（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月27日	Ⅳ−1②監査	情報化推進部	情報システム部門	事後	機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更に当たらない
平成29年5月12日	Ⅰ－5法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条 国保システムとの連携については、札幌市個人番号利用条例に規定予定	番号法第9条第1項　別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（平成27年10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。）	事後	法根拠の文言整理のため、重要な変更に当たらない
平成29年5月12日	Ⅲ−3　特定個人情報の使用リスク3	システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することに対する注意喚起を行う。	1　システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することに対する注意喚起を行う。 2　外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	事後	事件・事故のリスクを明らかに軽減する変更であるため、重要な変更に当たらない
平成29年5月12日	Ⅴ−1④個人情報ファイル簿の公表	札幌市検診情報ファイル（健康診査事務、肺がん検診事務、札幌市歯周病検診）	札幌市検診情報ファイル（健康診査事務、札幌市歯周病検診）	事後	個人情報ファイル簿の名称整理による変更のため、重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明